

防の措置命令（法第31条第2項）									
(18) 土地を掘削する者等に対する報告の徴収（法第34条第1項）			○						
(19) 土地の掘削の工事の場所等への立入り及び土地の掘削の実施状況等の検査等（法第35条第1項）						○			保健所長
(20) (1)から(19)までの事項以外の法に関すること。				○					

附 則

この規則中別表第1の改正規定は公布の日から、別表第3の4の(10)の表21の項の改正規定は平成19年10月20日から施行する。

告 示

高知県告示第692号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、北川村長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成19年10月30日

高知県知事 橋本 大二郎

字の区域及び名称の変更

変 更 前		変 更 後	
大字	字	大字	字
木積	川島北路	388のイ、477	木積 黒岩
宗ノ上	枇杷ノ木	627の4、627の5	宗ノ上 影ノ上

- 備考 1 この表に表示されている区域に隣接する道路及び水路である村有地の全部を含むものとする。
2 上記地番は、平成18年6月1日現在の登記簿による。

高知県告示第693号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成19年10月30日

高知県知事 橋本 大二郎

- 解除予定に係る保安林の所在場所
幡多郡大月町柏島字東大戸山697の14、15
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第694号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成19年10月30日

高知県知事 橋本 大二郎

- 解除予定に係る保安林の所在場所
宿毛市沖の島町弘瀬字網代黒774の7
- 保安林として指定された目的
魚つき

3 解除の理由
道路用地とするため

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成19年10月18日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成19年10月18日（揭示済）

高知県知事 橋本 大二郎

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成19 年10月 18日	特定非 営利活 動法人 高知県 高圧ガ ス保安 協会	野村 茂	高知市 稲荷町 2番15 号 土 佐酸素 株式会 社内	この法人は、高知県内の高圧ガスを取り扱う関係者及び団体に対して、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保する体制を確立する事業等を行い、もって公共の安全確保の推進や産業経済の発展に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第115号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年10月16日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

2 老人ホームの表中

「	幡多広域市町村圏事務組合立特別養護老人ホームかわせみ	四万十市西土佐用井1110番地1	」
を	「	幡多広域市町村圏事務組合立特別養護老人ホームかわせみ	四万十市西土佐用井1110番地1
	軽費老人ホームケアハウス虹の丘	四万十市右山1973番地6	」

に改める。

高知県選挙管理委員会告示第116号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、平成19年11月25日に行う予定の高知県知事選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日並びに登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成19年10月17日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
平成19年11月7日。ただし、年齢については、平成19年11月25日
- 2 登録を行う日
平成19年11月7日
- 3 縦覧に供する期間
平成19年11月8日

高知県選挙管理委員会告示第117号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、平成19年11月25日に行う予定の高知県知事選挙の候補者がポスター掲示場に同法第143条第1項第4号の2及び第5号のポスターの掲示を開始することができる日を次のとおり定めた。

平成19年10月17日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

高知県知事選挙の選挙の期日を告示する日

高知県選挙管理委員会告示第118号

高知県選挙事務執行規程（平成7年2月高知県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成19年10月30日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

目次中「使用」を「使用並びにビラ」に改める。

第2条第1項中「高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例」を「高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例」に改める。

第17条第1項及び第3項中「第142条第1項第1号若しくは第2号又は第2項」を「第142条第1項第1号、第2号若しくは第3号又は第2項」に改める。

第5章の章名中「使用」を「使用並びにビラ」に改める。

第18条中「又は第6条」を「、第6条又は第9条」に改める。

第19条中「又は第7条」を「、第7条又は第10条」に改める。

第20条中「又は選挙公営条例第6条」を「、選挙公営条例第6条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）又は選挙公営条例第9条」に改める。

第21条中「別記第11号様式による」を「別記第11号様式による

ビラ作成証明書若しくは」に、「その他の者又は」を「その他の者又はビラ作成業者若しくは」に改める。

第22条中「又は第7条」を「、第7条又は第10条」に、「又はポスター作成証明書（燃料供給業者）」を「、ビラ作成証明書又はポスター作成証明書（燃料供給業者、ビラ作成業者）」に改める。

別記第7号様式（その1）中

「年 月 日執行 選挙
（ 選挙区）
候補者氏名 ㊦」

を

「年 月 日執行 選挙
（ 選挙区）
候補者氏名 ㊦」

に改め、同様式（その2）中

「年 月 日執行 選挙
（ 選挙区）
候補者氏名 ㊦」

を

「年 月 日執行 選挙
（ 選挙区）
候補者氏名 ㊦」

に、「作成契約期間」を「作成契約枚数」に改め、同様式（その2）を同様式（その3）とし、同様式（その1）の次に次のように加える。

(その2) (ビラの作成)

ビラの作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行高知県知事選挙
候補者氏名 ㊟

高知県選挙管理委員会委員長 様

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	

備考 この届出書には、契約書の写しを添えてください。

別記第8号様式(その1)中「高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例」を「高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例」に、

「高知県選挙管理委員会委員長 様」を

「高知県選挙管理委員会委員長 様」に、「その代表者」を「、その代表者」に、「前回までの累積金額」を「前回までの累積金額」欄に改め、同様式(その2)中「高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第7条」を「高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第10条」に、

「高知県選挙管理委員会委員長 様」を

「高知県選挙管理委員会委員長 様」に、「その代表者」を「、その代表者」に、「前回までの累積枚数」を「前回までの累積枚数」欄に改め、同様式(その2)を同様式(その3)とし、同様式(その1)の次に次のように加える。

(その 2) (ビラ作成枚数)

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第 7 条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

高知県選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行高知県知事選挙
候補者氏名

記

1 契約年月日

年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

3 確認申請枚数

枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

- 備考
- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から県に提出してください。
 - この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
 - 「前回までの累積枚数」欄には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

別記第 9 号様式 (その 1) 中「高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例」を「高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例」に、「する場合には」を「する場合においては」に、「場合においては」を「場合には」に改め、同様式 (その 2) 中「高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第 7 条」を「高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第 10 条」に改め、同様式 (その 2) を同様式 (その 3) とし、同様式 (その 1) の次に次のように加える。


(その2) (ビラ作成枚数)

確認番号第 号

ビラ作成枚数確認書

高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第7条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

高知県選挙管理委員会委員長 

記

- 1 選挙の種類
年 月 日執行高知県知事選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数
枚

- 備考
- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
 - 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合においては、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
 - 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、県に支払を請求することはできません。

別記第10号様式(その1)中
「年 月 日執行 選挙」
を
「年 月 日執行 選挙」
に、「その代表者」を「、その代表者」に改め、同様式(その2)中「その代表者」を「、その代表者」に改める。
別記第11号様式を次のように改める。

第11号様式 (ビラ等作成証明書) (第21条関係)
(その1) (ビラ作成証明書)

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成するものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行高知県知事選挙
候補者氏名 ㊞

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

- 備考 1 この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
- (1) 枚数
130,000枚
- (2) 限度額
- ア 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合
7円30銭(単価) × 確認された作成枚数 = 限度額
- イ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
 $\frac{365,000円 + 4円88銭 \times (\text{確認された作成枚数} - 50,000)}{\text{確認された作成枚数}} = \text{単価}$
…… 1銭未満の端数は切上げ
単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

(その2) (ポスター作成証明書)

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行
(選挙
選挙区)
候補者氏名 ㊞

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙区又は当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	

- 備考 1 この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
- (1) 枚数
当該選挙区又は当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数 × 2枚
- (2) 限度額
- ア 当該選挙区又は当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数が500以下の場合
 $\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots\dots 1円未満の端数は切上げ$
単価 × 確認された作成枚数 = 限度額
- イ 当該選挙区又は当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数が500を超える場合
 $\frac{301,875円 + 255,240円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots\dots 1円未満の端数は切上げ$
単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

別記第12号様式（その1）中「高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例」を「高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例」に、

「氏名又は名称及び 法人にあってはそ
 「氏名又は名称及び 法人にあっては、 に改め、同様式
 の代表者の氏名」 その代表者の氏名」
 （その1）の（別紙）の（その2）中

「

借 入 金 額 (ア)

 を

借 入 金 額 (ア)

」

に、「「基準限度額」(計)欄」を「「基準限度額」の(計)欄」に、「「請求金額」欄」を「「請求金額」の(計)欄」に改め、同様式（その2）中「高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第7条」を「高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第10条」に、

「氏名又は名称及び 法人にあってはそ
 「氏名又は名称及び 法人にあっては、 に改め、同様式
 の代表者の氏名」 その代表者の氏名」
 （その2）の（別紙）中「「ポスター掲示場数」の欄」を「「ポスター掲示場数」欄」に改め、同様式（その2）を同様式（その3）とし、同様式（その1）の次に次のように加える。

(その2) (ビラ作成)

請求書
 (ビラの作成)

高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第7条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏名又は名称及び
 法人にあっては、
 その代表者の氏名

印

記

1 請求金額

円

2 内訳

別紙請求内訳書のとおり

3 選挙の種類

年 月 日執行高知県知事選挙

4 候補者の氏名

5 銀行名、口座名及び口座番号

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。

(別紙)

請求内訳書
(ピラの作成)

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	
(A)	(B)	(A) × (B) = (C)	(D)	(E)	(D) × (E) = (F)	(G)	(H)	(G) × (H) = (I)	
円銭	枚	円	円銭	枚	円	円銭	枚	円	

- 備考 1 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。
- (1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合
7円30銭
 - (2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
$$\frac{365,000円 + 4円88銭 \times (\text{確認された作成枚数} - 50,000)}{\text{確認された作成枚数}} \dots\dots 1 \text{ 銭未満の}$$

端数は切上げ
 - 2 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
 - 3 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
 - 4 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

附 則

この告示は、平成19年10月30日から施行する。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成19年10月30日

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
高知県立安芸病院医事システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県立安芸病院事務部総務課 安芸市宝永町1-32
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年9月14日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社高知支店 高知市本町四丁目2-44
- 5 随意契約に係る契約金額
55,440,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第2号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成19年10月30日

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
高知県立芸陽病院医事システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県立芸陽病院事務部総務課 安芸市宝永町3-33
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年9月14日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社高知支店 高知市本町四丁目2-44

- | | |
|--|--|
| <p>5 随意契約に係る契約金額
39,375,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続
随意契約</p> <p>7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第2号に該当するため</p> | |
|--|--|